

令和3年度 第4回 技術研究会



「再開発事業における権利者対応及び組合運営に関する法的な留意点について」

市街地再開発事業の施行は、都市再開発法を始めとする手続き上の法律や、建築・都市計画関係の法規制のもと行っていますが、それに加えて地権者対応や組合運営といった施行者としての日常の実務の中では、民法はもとより、個人情報保護法、中には暴対法といった比較的新しい法律にも対応しながら事業を進められていることと思います。

しかしながら法律は随時改正されており、昨年の民法改正や「配偶者居住権」の創設など、常に知識の更新が求められます。

また、昨今のコロナ禍を契機として社会の構造にも変化がみられてきている中、理事会運営などの場面においても、時流に即した対応が求められています。例えばオンラインでの組合理事会など、都市再開発法で規定されていない事項は、会社法等に従って運用していますが、施行者実務に係る関連法規についても、改めて整理しておく必要があると思われます。

今回の研究会は、再開発事業について種々の相談を受ける実務経験豊富な弁護士の立場から、それら施行者実務の要点を再整理いただく事で、皆様の今後の再開発事業の取組みの一助となれば幸いです。

◇ 内 容

第1部：権利者対応編

1. 行為能力が疑わしい権利者の対応
2. 相続人未確定及び不存在の権利者対応
3. 借家人対応
4. 不同意権利者の対応
5. 不当要求への対応

第2部：組合運営編

1. 理事会運営について
2. 権利者数と議決権について
3. 個人情報保護法について
4. 民法改正関係について

※講義内容については多少変更となる部分があることをご了承ください

◇ 講 師

菊地綜合法律事務所

弁護士 石橋 尚子 氏

◇コーディネーター

一般財団法人首都圏不燃建築公社

再開発部 課長 越渡 英雄 氏

(一社)再開発コーディネーター協会 事業企画委員会 委員

日 時：令和3年 9月 29日(水) 14:00~17:00

場 所：ビジョンセンター浜松町(住所：港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル)

※会場が外部会場ですので、ご注意願います。(https://www.visioncenter.jp/hamamatsucho/access/)

定 員：約40名(申込締切日：9/15(水)迄。但し、定員になり次第、締切と致します。)

参 加 費：15,000円(会員は13,000円)(税込)

※事前振込とし、当日参加費の現金取扱いは致しません。

申込方法：下記①、または②の方法にてお申込み下さい。

①右記申込みフォームよりお申込み下さい。【<http://urca.or.jp/mailform/gijyutu05/gijyutu05entry.html>】

②下記申込欄にご記入のうえ、FAXまたはメールにてお申込み下さい。

FAX 03-3454-3015 メール：jigyuu@urca.or.jp

※参加される方は、各自マスクをご用意頂き、必ず着用いただきますよう、お願い致します。

※受講当日は、受講票(後日送付)を忘れずにお持ちいただきますよう、お願い致します。

なお、開催2日前までに参加費の入金確認が取れない場合、受講票は無効となります。

会社名：..... 電 話：.....

請求書送付先：(〒.....)

請求書宛名：.....

会員種別 (1.個人会員(正・賛助) 2.法人会員(正・賛助) 3.一般)

所 属・役 職 名	氏 名	連絡先メールアドレス